

「令和3年9月4日付陳情書」等について、何らの対応も回答もしない県議会の責任についての陳情

令和3年11月24日

(要旨)

「令和3年9月4日付陳情書」等について、何らの対応も回答もしない県議会の責任についての陳情

(理由)

「令和3年9月4日付陳情書」、「令和3年9月23日付陳情書」及び「令和3年10月11日付陳情書」に対して、県議会は、何らの具体的な対応も回答もしなかった。そうすると、この問題は、宮崎県議会に対する県民の信任及び民主主義に対する宮崎県議会の冒涇という完全な政治問題とならざるを得ない。つまり、問題は、一地方の問題ではなく、民主主義国家及び法治国家において、地方議会が民主主義と法秩序の破壊に加担するという国賊行為を働くことを、国政が容認するのかという問題である。

言い換えれば、宮崎県議会は、国政の場でその是非が争われる問題の当事者になるということになる。

それだけ重大な問題であるにも関わらず、なぜ宮崎県議会議員は、この問題にアンタッチャブルであろうとするのか？某自民党県議会議員は、令和3年春頃、「(コースクには)世話になっているので追及できない。不正軽油については、県議会議員は全員知っている。」と述べている。コースクの選挙区でもないのに、この「世話になっている」とはどういう意味か？考えられるのは、「金をもらっている」しかない。

もしこの仮説が正しいとするなら、主たる県議会議員はコーソクに金をもらっているから、この問題に関してひたすら口を閉ざしていることになる。県民は、いや国民はそう受け取らざるを得ない。すなわち、それ以外の合理的理由は見つからないからである。

早い話、議員として高額の報酬を受け取りながら、別途業者から資金援助を受けて不当に潤い、議員としての任務に背いていることになる。

一方、「令和3年9月23日付陳情書」で述べた通り、既に議員としての任務に背いた西村賢議員は、未だに議員を続け、しかもあろうことか、県税徴収を担当する総務政策常任委員会委員長の要職に居座っている。

この点からも、主たる県議会議員がコーソクに金をもらっていることを、ますます疑わざるを得ない。

西村賢議員による強要罪相当行為については、署名者の証言によって事実は明白であり、証拠として本文書に音声ファイル DVD を添付する。

尚、私は、令和元年9月8日に15名の県議会議員にファックスで本件不正軽油問題の情報提供をしており、少なくとも15名の県議会議員は、2年3ヶ月前から知っていたことになる。また、不正軽油については、既に、コーソク従業員は全員知っているし、数百名を超える地元民も知っている。

いずれにしろ、2年以上前から知っていながら、本件問題に目を背

けてきた宮崎県議会の責任は極めて重く、県民及び国民に対して具体的な対応をもって責任を果たすことが必要であることは言うまでもない。また、その上で、前述の「本件問題に目を背けてきた」理由についても、県民及び国民に対して説明が必要であることも言うまでもない。

宮崎県議会の当本件問題対応は、全国に、宮崎県議会の実態と宮崎県という県がどんな県かを知らしめる機会となり、当然、場合によっては、宮崎県の恥を全国にさらすことにもなり兼ねない。

言うまでもないことだが、本件問題に対する具体的な対応と県民及び国民に対する説明については、11月定例会内に結論を出し、直ちに実施しなければならない。これをこれまで通りやり過ごすなら、最早、宮崎県議会自体が非難の的になることは避けられない。

令和3年11月24日

日向市浜町3丁目29番地

黒木 紹光

宮崎県議会議長

中野 一則 殿